

(様式10)

募集要項等に関する質問に対する回答  
令和5年12月15日

様式10-3要求水準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
1	要求水準書	49	4章	4.6	4.6.5		-	動力制御盤	No. 62の質問回答に対してポンプが単独（補機含む）で運転できるように制御回路を構築できればCC・RY盤方式で事業者提案とすることは可能という理解で宜しいでしょうか。	同等の機能、危険分散ができていれば良いです。	
2	要求水準書（案）修正版	10	3章	3.2	3.2.1			関係法令	実施方針（案）に関する質問への回答のNo. 14で、「本事業に直接影響を与える法令等以外の新設・変更に伴うリスクは市で管理することができません」とありますが、事業者でも管理することができませんので、当該リスクに関する負担割合について都度協議とさせていただけないでしょうか。	本事業に直接に影響を与える法令以外とは、本事業とは直接関係しない法令（たとえば景品表示法等の改正等により事業者の本事業に関係ない部門における支出額が増えたなど）は、本事業において本市が負担するリスクとは考えません。	
3	要求水準書（案）修正版	16	3章	3.2	3.2.3			各許可申請・届出等	新設ポンプ棟の消火設備の仕様検討にあたり、所轄消防署等（都市整備部住宅まちづくり課含む。）と当該ポンプ棟に係る危険物及び一般取扱部分の建築構造等に関する協議を進めてもよろしいでしょうか。	構いません。	
4	要求水準書（案）修正版	16	3章	3.3	3.3.1			設計業務	募集要項（案）に関する質問への回答のNo. 58で、「参加資格確認後・・・最新の確認申請図資料の貸与を希望する者がある場合は、スキヤニングデータ（PDF）を貸与します」とありますが、申し込み方法や申し込み時期について教示願います。また、今後その他にも貸与頂きたい資料が発生した場合には、提案書類の提出までの期間であれば、貸与いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	前段：参考資料を既に貸与された企業は、下記の手順となります。 ・2回目の現場見学に参加する場合は、現場見学時に貸与します。 ・上記以外の場合（もしくは上記よりも早く借用したい場合は、12月15日以後に市から貸与可能である旨を連絡しますので、守口市役所までお越しください。  これまでに参考資料を貸与されていない企業で、貸与を希望する企業は、募集要項（第3_5(1)イ）に記載されたとおりとなります。  後段：貸与可能です。この場合は技術的対話にて申し出てください。	

様式10-3要求水準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
5	要求水準書 (案) 修正版	31	4章	4.2	4.2.1	11)		沈砂池	「沈砂池は予備池を設けるもの」とありますが、沈砂池（汚水および雨水）を複数池設けて、1池が休止した（1池を空にした）状態でも沈砂池の運用が停止しないようにすることで「予備池を設ける」という要求水準を満足することになるでしょうか。 この時、全池を運用している状態で「下水道施設計画・設計指針と解説 日本下水道協会（以下、設計指針）」にある水面積負荷（汚水沈砂池：1,800m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> /d程度、雨水沈砂池：3,600m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> /d程度）を満足していれば、1池停止時に設計指針の水面積負荷を一時的に上回ることは認められるでしょうか。	1池停止時に設計指針の水面積負荷を上回ることは、「沈砂池は予備池を設けるもの」には該当しないと考えます。	
6	要求水準書 (案) 修正版	31	4章	4.2	4.2.1	11)		沈砂池	前項の質問の考え方が認められない場合、「沈砂池は予備池を設ける」とは、沈砂池（汚水および雨水）をそれぞれ1池を予備として常に空にした状態で運用を行うのか、あるいは、沈砂池（汚水および雨水）を複数池設け、通常時は予備池を含めた全池で運用し、1池が休止した状態でも、残りの池で「下水道施設計画・設計指針と解説 日本下水道協会（以下、設計指針）」にある水面積負荷（汚水沈砂池：1,800m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> /d程度、雨水沈砂池：3,600m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> /d程度）を満足するような施設運用（全池運用時には水面積負荷が設計指針を下回る）とするのか、いずれの運用を想定されているでしょうか。	左記のいずれも「沈砂池は予備池を設けるもの」に該当すると考えます。	
7	要求水準書 (案) 修正版	43	4章	4.5	4.5.2	1)		沈砂・し渣	要求水準書（案）に関する質問への回答のNo.95で、沈砂運搬車6tの高さが2,070mmに対して、し渣運搬車2tの高さが3,900mmとなっています。2t車の方が6t車よりも高さが高くなっていますが、間違いではないでしょうか。 ホッパ室内で開閉装置を作動させる必要がある場合は、開閉装置作動時の最大高さおよびホッパ室のシャッターの必要高さをそれぞれご教示願います。	前段：し渣運搬車の仕様を、11月8日に公表した要求水準書に関する回答No95の内容から下記に訂正します。 ・し渣運搬車：4t、全長5980mm×高さ2630mm×幅1880mm 後段：ホッパ室内で運搬車の開閉装置を作動させる必要はありません。	
8	要求水準書 (案) 修正版	43	4章	4.5	4.5.2	1)		沈砂・し渣	要求水準書（案）に関する質問への回答のNo.95で、し渣運搬車2tの高さが3,900mmとなっています。道路交通法施行令の車高制限は原則3.8m（高さ指定道路は4.1m）となっていますが、し渣運搬車2tの高さ3,900mmは間違いか、あるいは荷台の開閉装置を作動させたりした場合の最大高さのことでしょうか。	回答No7を参照してください。	

様式10-3要求水準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
9	要求水準書 （案）修正版	43	4章	4.5	4.5.2	1)		沈砂・し渣	要求水準書（案）に関する質問への回答のNo.95で、沈砂運搬車6tの全長が6,870mmとなっています。沈砂搬出の際、運搬車全体が建屋内に入っている必要があるでしょうか。それとも、荷台が建屋内に入っていれば運転席部分が建屋の外部に出ても構わないでしょうか。	荷台が建屋内に入っていれば運転席部分が建屋の外部に出ても構いません。	
10	要求水準書 （案）修正版	67	5章	5.4				別紙4：土質調査資料	実施方針（案）に関する質問への回答のNo.10で、「応札時に提示いただいている柱状図や地層推定断面図に差異が生じた際は金額変更を伴う設計変更との理解でよろしいでしょうか」との質問に対する回答が、回答No.7を参照くださいとなっていますが、回答No.7からでは貴市の帰責事項に該当するかどうかを読み取れません。「回答No.7を参照」とは、応札時に提示いただいている柱状図や地層推定断面図に差異が生じた際も①～⑤と同様に貴市の帰責事項になるということでしょうか。それとも、①～⑤に該当しないため貴市の帰責事項とはならないということでしょうか。	公募時に市が応募者に貸与した土質調査資料が、事業着手後の土質調査内容と差異があり、提案時よりも追加の対策工事等が必要となった場合は、協議の対象とします。	
11	要求水準書 （案）修正版								要求水準書（案）に関する質問への回答の中で「参考資料の追加資料として貸与します」とされている資料の貸与時期と申し込み（請求）方法について教示願います。	回答No4を参照してください。	
12	要求水準書	28	4章	4.1	4.1.3			省エネ性	守口処理場の電力会社との受電契約について内容を教示ください。 あわせて、2022年～2020年のデマンドデータを教示ください。	高圧電力BS（430kw）です。現在500kw以下の為デマンドの考え方はありませんが、2020～2022年度の受電電力量データを参考資料の追加資料として貸与します。	
13	要求水準書	28	4章	4.1	4.1.3			省エネ性	守口処理場の受電点における2022～2020年の使用電力量のデータと電力費用を教示ください。 あわせて、寺方ポンプ場の2022～2020年の使用電力量のデータを教示ください。	回答No12を参照してください。	
14	要求水準書	28	4章	4.1	4.1.3			省エネ性	守口処理場の契約電力に対して、デマンドが超過しないように寺方ポンプ場の運転操作において制約されていることがあれば内容を教示ください。	デマンドの考え方はないですが、処理場内の給排気ファンの停止（大雨時は処理場の点検作業が無いため） また、現在電動の雨水ポンプが2台ありますが、同時始動運転は行っていません。	

様式10-3要求水準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
15	要求水準書	48	4章	4.6	4.6.2			受変電設備	雨期を除いてポンプ場運用に支障のない範囲で寺方ポンプ場の停電が取れる時間、回数を教えて下さい。	晴天時の10時過ぎ（流入増加時間をさける）からであれば、5時間程度は停止可能です。 2時間程度の停止であれば、1時間程度運転を挟み2時間停止など繰り返し行えます。	
16	要求水準書	48	4章	4.6	4.6.3			自家発電設備	守口処理場と寺方ポンプ場に個々に自家発電設備が設けられています。停電発生時に受配電設備と自家発電設備の制御内容について教示ください。 あわせて、復電時の制御内容についても教示ください。	停電時には、処理場とポンプ場のそれぞれで電源を供給します。 復電時は、状況を確認後、管理者が復帰させます。	
17	要求水準書	48	4章	4.6	4.6.3			自家発電設備	寺方ポンプ場の自家発電設備について2022～2020年の運転データを教示ください。 あわせて、自家発電設備の燃料費、維持管理費について教示ください。	月に1回：5分試運転 年に1回：10分試運転 燃料費は少量の使用のため、小出し槽で対応するため試運転用として購入していません。 修繕、点検費は3年間発生していません。	
18	要求水準書	73	3章	3.1	3.1.3	1)	(1)	特定工場等に対する規制基準	騒音計算等の計算に当たり、敷地境界線が記載された一般平面図が必要であるため、第1回質問書において01計画書Y04基本設計図書Y01検討書の電気編P9-142参照の回答を頂きましたが、部分図であること、敷地境界が不明確であることから、下水処理場の敷地境界が分かる図面の貸与をお願いしたく存じます。	追加資料として貸与予定の守口処理場と寺方ポンプ場の計画通知の写し（PDFデータ）をご確認ください。	
19	要求水準書	16	第3	3.2	3.2.3			各許可申請・届出等	新設ポンプ棟の消火設備の仕様検討に当たって、所轄消防署等（都市整備部住宅まちづくり課含む。）と当該ポンプ場に係る危険物及び一般取扱部分の建築構造等に関する協議を進めてもよろしいでしょうか。	回答No3を参照してください。	
20	要求水準書	31	4章	4.2	4.2.1	11)		沈砂池の予備池	沈砂池に対する要求水準として、池数及び計画水面積負荷の要件がなく、予備池を設けることだけが要件として付されています。ここでいう予備池の要件としては、「下水道施設計画・設計指針と解説（以下「設計指針」という。）」に基づき、汚水沈砂池及び雨水沈砂池とも2池以上とした上で、更新時等の維持管理時においては、1池を空水にして運転しても残りの池数で計画水面積負荷（汚水沈砂池：1,800m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> /d、雨水沈砂池：3,600m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> /d）を満足させる計画とするのでしょうか。	回答No6を参照してください。	

様式10-3要求水準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
21	要求水準書	33	第4	4.3	4.3.4	2)		放流渠	既設放流渠の耐震性能が不明確です。耐震診断の実施状況と定量的な耐震性能を教えてください。	既設管（ヒューム管φ2,000）の耐震診断は実施していません。管更生を行う場合、更生後の管本体の耐震性能を確保してください。なお、既設放流渠のうち、人孔と本管との継手の耐震性確保、人孔本体の耐震性確保は本事業の対象外とします。	
22	要求水準書	33	第4	4.3	4.3.4	2)		放流渠	新たに放流渠を設置することも想定されます。よって、放流先の西山荘雨水幹線の構造が把握できる図面、計算書等を提供してください。	西三荘雨水幹線の構造が把握できる図面を参考資料の追加資料として貸与します。	
23	要求水準書	39	第4	4.4	4.4.1	1		建築電気設備計画	建築電気設備の項目に、放送設備、TV設備の記載がありません。設置不要との理解でよろしいですか。	不要です。	
24	要求水準書	39	第4	4.4	4.4.1	0	6)	消火設備	固定しない消火器は、交付金対象外ですが設置は事業者でよろしいですか。	事業者とします。	
25	要求水準書	35	第4	4.4	4.4.4	5)		必要諸室	作業員控室の記載がありませんが、不要との理解でよろしいですか。	ご理解の通りです。	

様式10-4優先交渉権者選定基準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
1	優先交渉権者選定基準	6						施工計画	評価の視点に「③施工段階において想定以上に影響が生じた場合における具体的かつ効果的な対策」とありますが、このような想定外の場合にしか実施しない対策についての費用も、提案費用に含むのでしょうか。	想定以上に影響が生じた要因が、事業者側に起因するものであれば、提案費用に含むものとします。それ以外の場合は、協議の対象とします。	
2	優先交渉権者選定基準	6						施工計画	評価の視点に「③施工段階において想定以上に影響が生じた場合における具体的かつ効果的な対策」とありますが、提案書に記載した内容は、実施方針（11頁）の「リスク分担：不可抗力」には該当しなくなるのでしょうか。	協議により、想定以上に影響が生じた要因が、不可抗力に起因するものであると判断された場合、「リスク分担：不可抗力」に該当します。	
3	優先交渉権者選定基準	6						地域経済活性化に関する提案	地元経済への貢献として、材料調達や地元企業の下請参画にあたり、地元とは守口市内を指すのでしょうか。それとも大阪府内、又は、近畿圏内を指すのでしょうか。ご教示願います。	守口市内とします。	
4	優先交渉権者選定基準							地域経済活性化に関する提案	提案内の審査基準として、企業への発注予定数量が多ければ多いほど評価されるのでしょうか。それとも発注予定金額が多いほど評価されるのでしょうか。ご教示願います。	11月8日に公表した優先交渉権者選定基準に関する質問への回答No4を参照してください。	
5	優先交渉権者選定基準（案）	3		第2	2.			技術的対話	技術的対話の実施は、「公募内容について市と応募者との齟齬を生じさせないようにすることと、提案における要求水準未達成を防ぐこと」の目的だと理解します。配置平面図、フローシート以外にも協議させていただきたい事項を整理した表や協議事項を補足するパワーポイント資料等を提案概要図に含めてもよろしいでしょうか。	構いません。	
6	優先交渉権者選定基準（案）	3		第2	2.			技術的対話	技術的対話は何時間程度の協議を想定すればよいでしょうか。	最大3時間程度を想定しています。	
7	優先交渉権者選定基準（案）	3		第2	2.			技術的対話	技術的対話において、貴市からの確認事項や対話事項は事前に通知されるのでしょうか。	応募者から事前に資料提出いただいたうえで、その資料に対する確認事項を通知します。事前提出の期限は参加確認結果の通知の後にお知らせします。	

様式10-4優先交渉権者選定基準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
8	優先交渉権者選定基準（案）	6						別表	別表「評価方法または評価の視点」において「それぞれ1項目迄の提案を上限とする。」と記載がありますが、「1項目」の基準をご教示ください。 例えば、「省エネルギー機器の採用」という提案をする場合、該当項目内において高効率機の採用、省エネ型電灯設備の採用などの複数の内容を含めることは可能でしょうか。	左記の例の場合、高効率機器の採用で1項目の提案となり、省エネ型電灯設備の採用で1項目の提案となり、省エネルギー機器の採用に対して、全2項目の提案となります。 ①②③（もしくは①②）に対してそれぞれ複数項目の提案（たとえば①に対して2項目を提案）することを妨げるものではありませんが、その中で評価対象とするのは1項目のみ（最も優れていると判断された項目のみ）となります。	
9	優先交渉権者選定基準（案）	1		第2			②	技術的対話	募集要項（案）に関する質問への回答のNo. 52で、公開はしないが議事録は残すとあります。 技術的対話の議事録は、募集要項や要求水準書等の公告図書と同等に扱われるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。	
10	優先交渉権者選定基準（案）	4		第2	3	(2)	③	プレゼンテーション	プレゼンテーションは、あくまで提案内容の補足説明を行う目的で実施するものであることから、プレゼンテーション自体の出来・不出来は、評価の対象外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。	
11	優先交渉権者選定基準	6		別表				審査項目 (6)機械設備・電気設備の信頼性・操作性向上に寄与する提案	寝屋川流域総合治水対策における寺方P場の運転調整について、基準地点（京橋、古提橋、徳庵橋、住道、会所橋、寝屋川治水緑地）の水位情報を、寺方ポンプ場にどの様に取り込んでいるか教示ください。	基準地点の水位情報の取り込みはありません。 人によるインターネットでの確認のみです。 運転調整準備、運転調整開始、運転調整解除については大阪府水防本部の指示（電話・メール・FAX）によるものです。	
12	優先交渉権者選定基準	6		別表				審査項目 (6)機械設備・電気設備の信頼性・操作性向上に寄与する提案	寝屋川流域総合治水対策における寺方P場の運転調整について、制限放流量（雨水放流量の原則50%）にするためのポンプ運転制御の操作内容と、人員体制について教示ください。	流入ゲート調整による流入量制御、ポンプの排水能力調整、運転停止による調整を行っています。 人員体制については、上記の運転を実施できる体制である必要があります。	
13	優先交渉権者選定基準	6		別表				審査項目 (6)機械設備・電気設備の信頼性・操作性向上に寄与する提案	寝屋川流域総合治水対策における寺方P場の運転調整について、運転調整を実施した際に必要となる報告など作業内容を教示ください。	・運転調整実施開始時間の報告 ・運転調整完了（ポンプ停止、絞り運転）の報告 ・解除時はその逆手順の報告	

様式10-4優先交渉権者選定基準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
14	優先交渉権者選定基準	3及び6		第3	(1)、(2)		②表1及び別紙	基礎審査と総合審査及び別紙	<p>基礎審査と総合審査及び採点に対する様式Ⅱ-1, 2とⅢに記載する提案内容の扱いは下記認識でよいでしょうか。</p> <p>■様式Ⅱ-1, 2：基礎審査の通過/失格の判定根拠の為の資料_表1にて採点基準A～Dで係数の掛かる配点対象外。</p> <p>■様式Ⅲ：総合審査にて優先交渉者権判定根拠の為の資料_表1にて採点基準A～Dで係数の掛かる配点対象。</p> <p>(様式Ⅲに対しては別紙で配点あるのに対し、様式Ⅰ, Ⅱは配点内訳が無い中で、表1採点基準A～Dが、「要求水準によりも優れているか」をベースとされている為、配点の無い様式Ⅱで記載する提案への採点にも汲み取れ、考え方についてご教示願います。)</p>	左記のご認識の通りです。	
15	優先交渉権者選定基準	4		第2	3	(2)	③	プレゼンテーション	<p>11月8日回答No. 24にプレゼンテーションの説明者（プレゼンター）は代表企業と構成員の配置予定技術者とします。とありますが、配置予定技術者以外の出席も可能とさせて頂けないでしょうか。</p>	出席者数の上限12名の範囲内であれば可能です。	

様式10-5様式集（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	様式	項目			項目名	質問事項	回答	公募書類修正
1	提案書類記載要領及び様式集	1	第2	1 一般事項			②	MicrosoftWord又はExcel（Windows版、保存形式は2003以前とする。）とありますが、一般的にはすでにバージョンアップが浸透しており、2003以降の拡張子「.docx」及び「.xlsx」での作成も容認いただけませんか。	拡張子「.docx」及び「.xlsx」での作成も可とします。	
2	記載要領	1		第2	1		⑥	一般的事項	製本で使用するファイルについて、再利用に不向きな素材とは具体的に何を指すのか詳細をご教授いただけますでしょうか。	リサイクルマークのないファイル等を指しています。
3	提案書類記載要領及び様式集	2		表3.1				②施設図面集	施設図面集は、観音製本とありますが、他の製本と同様にA3にてファイル綴じ製本（パイプ式ファイル等の簡易ファイル（厚み10cm以下）に綴じ、1冊に収まらない場合は（その1）、（その2、以下続く）を付与して分冊可能とする）としてもよろしいでしょうか。	左記の製本方式でも可とします。
4	記載要領	2		第2	3	表3.1		提案書類の様式、規格及び部数	施設図面集の規格等「A4版観音製本」について、観音製本ではなく図面A3版をA4版簡易ファイルに折り込んでの提出は可能でしょうか。	回答No3にならい、A3にてファイル綴じ製本（パイプ式ファイル等の簡易ファイル（厚み10cm以下）に綴じ、1冊に収まらない場合は（その1）、（その2、以下続く）を付与して分冊可能とする）とします。
5	提案書類記載要領及び様式集	2		【製本部数】				・正本 ・副本	ファイル綴じ製本としてありますが、パイプ式ファイル等の簡易ファイル（厚み10cm以下）に綴じ、1冊に収まらない場合は（その1）、（その2、以下続く）を付与して分冊可能とする）と解釈してよろしいでしょうか。	左記の通りで構いません。
6	記載要領	2		第2	3	表3.1		提案書類の様式、規格及び部数	提案書類の電子データの規格等「CD-R又はDVD-R」について、募集要項ではP15 イ(エ)「すべての提案書類について、電子データ（CD-R）を併せて提出すること。」とありますが、DVD-Rでの提出は可能でしょうか。	DVD-Rでも構いません。
7	記載要領	3		第2	3			【留意点】	施設図面集を除く副本とは、提案書類①③④の副本それぞれという認識で間違いないでしょうか。	ご理解の通りです。
8	記載要領	4		第2	4	(2)	①	技術提案書（様式Ⅱ、様式Ⅲ）作成に当たっての留意事項	2段落目より記載の1文について、「必ず提案書類本文中に資料番号、資料名称、ページ等の該当箇所を明記すること」とありますが、紙面を圧迫するため資料番号のみの記載にするなど記載量を減らすことは可能でしょうか。	少なくとも資料番号とページ番号は記載してください。

様式10-5様式集（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	様式	項目		項目名	質問事項	回答	公募書類修正
9	提案書類記載要領及び様式集		II-2-19				記載要領においては「A4 版又は A3版 3 枚以内で記述してください。」と記載されておりますが、ページに下部には「※A4版 3 枚以内」と記載があります。どちらが正かご教示ください。	A4版3枚以内を正とします。	II-2-19
10	提案書類記載要領及び様式集		III-5				記載要領においては「A4 版 4枚以内で記述してください。」と記載されておりますが、ページに下部には「※A4版 6枚以内」と記載があります。どちらが正かご教示ください。	A4版6枚以内を正とします。	III-5
11	様式集（案）		III-4	(3)	(d)	稼働実績1年以上	日本国内の下水道事業（終末処理場またはポンプ場）での1年以上の稼働実績を証明する方法として、どのようなものを想定されているか教示願います。	引き渡し令和3年度以前であることが分かる資料等(CORINSの写し等)を提示をお願いします。	
12	様式集		II-7			要求水準セルフチェックリスト	セルフチェックリストにおいて、「容量検討などの根拠添付のベースデータ利用目的として、NJS様基本検討資料一式のワード・エクセル・CADデータ一式のご提供いただけますでしょうか。（提供いただける場合は、最短での提供を希望します。）	検討書のPDFと図面のPDF、CADデータを、参考資料の追加資料として貸与します。なお、当初のデータから一部修正(修正箇所はデータに添付します)を行っています。貸与の時期は要求水準書への回答No4を参照してください。	
13	提案書類記載要領及び様式集	6~8		(4)		施設計画図面集	ベースデータとすることを目的として、NJS様基本検討時のCADデータ一式のご提供いただけますでしょうか。（提供いただける場合は、最短での提供を希望します。）	回答No12を参照してください。	

様式10-6設計・工事請負契約書（案）に関する質問への回答

	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
1	設計・工事請負契約書（案）	1	1	5			総則	契約書中の「指示」についても書面での実施が必要とならないでしょうか。	第9条第4項に記載のとおり指示は原則書面とします。	
2	設計・工事請負契約書（案）	1	1	13			総則	「受注者の債務は全て各構成員（代表企業を含む。）の連帯責任」とありますが、本件は異業種乙型JVで実施するものと考えていますので、連帯責任の範囲は、国交省が示す標準乙型JV協定書での記載趣旨のとおり、「各事業者の分担の進捗を図ることにより、本事業の履行に対して連帯して責任を負う」という限定された責任の負い方になるものと考えてよろしいでしょうか。	「各事業者の分担の進捗を図る」ことによっても、本事業の履行に対して連帯責任が免責されるものではありません。	
3	設計・工事請負契約書（案）	4	4条の2	3			実施設計	「提出から21日経過後の通知が」より「提出から21日が経過しても当該通知が」のほうが期限が明確と思われるので記載の変更を提案します。	ご提案の文章が明確と考えますので、本文を修正します。	第4条の2第3項を修正。
4	設計・工事請負契約書（案）	5	4条の2	8			実施設計	当該項は、実施設計の成果物に関して、中間検査を行い、本項に定めるその内容の了解を以て、部分払が可能となるという趣旨での記載と考えてよろしいでしょうか。	当該条文をもって、部分払いが可能となる趣旨での記載ではありません。部分払いは37条をご参照願います。	
5	設計・工事請負契約書（案）	6	9	2	(2)		監督職員	監督職員の権限として、実施設計図書の承諾のみが挙げられていますが、基本設計の見直しが必要となった際の承諾もいただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
6	設計・工事請負契約書（案）	6	9	5			監督職員	当該項に列挙されている内容に「指示」が含まれませんが、監督職員以外から指示を受ける可能性があるという理解でしょうか。監督職員へ一本化頂く形が適切と考えております	第9条第2項のとおり、監督職員が指示を行うものとします。	
7	設計・工事請負契約書（案）	10	18	1	(5)		条件変更等	本事業はDB方式で実施されるものであり、設計・建設に加え下水道施設の管理運営などに関する提案が求められていますが、「募集要項等で明示されていない施工条件」には、建設だけでなく、設計・管理運営に関する条件についても対象となり、必要があると認められるときは契約金額などの変更が想定されていると考えてよろしいでしょうか	協議の対象とします。	
8	設計・工事請負契約書（案）	10	18	1	(5)		条件変更等	「予期することのできない特別な状態」には、提案時に事業者側で想定した条件を超える状態も含まれると解してよろしいでしょうか。	事業者側で想定した条件を超える状態がすべて含まれるわけではありません。	

様式10-6設計・工事請負契約書（案）に関する質問への回答

	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
9	設計・工事請負契約書（案）	12	24				契約金額の変更方法	本事業はDB方式であるため、設計・数量が確定する前の段階から受注者が業務を開始することとなり、契約当初からの変更の蓋然性が極めて高くなるのが想定されますが、このような場合、25条の賃金・物価変動のみならず数量・工種等についても、一定のルールに基づいて必要な契約変更が行われると考えてよろしいでしょうか。	契約金額の変更が必要となる理由によります。	
10	設計・工事請負契約書（案）	15	30条の3				設計成果物の検査及び引渡し	設計・工事請負契約書としての工期とは別に、当該項に定める検査により完了が確認された時点をもって設計業務は終了すると考えて齟齬はないでしょうか。	お見込みの通りです。但し、本事業の共同企業体の履行に対して連帯責任が免責されるものではありません。	
11	設計・工事請負契約書（案）	18	38				部分引渡	「発注者が募集要項等において本業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分」について、具体的な明示をお願いできませんでしょうか。	新設ポンプ棟（流入渠、放流渠、汚水圧送管等の供用開始に必要な施設を含む）を指します。	
12	設計・工事請負契約書（案）	18	39				継続費に係る契約の特約	契約書表書き5支払条件では「債務負担行為等に係る契約の特則に関する事項」とありますが、本事業の後年度分の確保は、「債務負担行為等」に含まれるものとして継続費で確保される扱いとなりますでしょうか。	令和6年2月議会で審議される予定です。	
13	設計・工事請負契約書（案）	20	43				契約不適合責任	要求水準書 3.4.1 契約不適合責任（P26）1）②では、「引渡後、施設の性能及び機能について、疑義が生じた場合には」とありますが、契約書においては、「契約不適合（成果物又は目的物が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの）であるときは」と、疑義ではなく、契約不適合であることを求めています。いずれの運用が優先するか、ご教示ください。	要求水準書 3.4.1 契約不適合責任1）②の確認試験により、設計成果物又は工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであることが判明した場合は、契約書案43条により契約不適合責任を負うことになります。	
14	設計・工事請負契約書（案）	20	43				契約不適合責任	契約不適合の判断は、業務終了後に判明した施工条件等に対して適合しないことを根拠とて行われることはないかと解してよろしいでしょうか。	業務終了後に判明した施工条件等に対して適合しないことの具体的内容が不明なため、技術的対話にて確認したうえで、回答します。なお、回答内容は対話後（令和6年2月下旬）に別途公表します。	
15	設計・工事請負契約書（案）	20	43条の2	2			契約不適合責任期間	「設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの際、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責を負わない。」とありますが、ここでの「設備機器本体」は、何を指すものと考えればよいでしょうか。いわゆる機械電気設備機器が対象になるという理解でしょうか。	ご理解の通りです。	

様式10-6設計・工事請負契約書（案）に関する質問への回答

	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
16	設計・工事請負契約書（案）	26	53				あっせん又は調停	本契約書案の第1条第11項では、「調停の申立ての管轄は、発注者の事務所の所在地を管轄する大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所とする」とされていますが、本53条では、大阪府建設工事紛争審査会のあっせん又は調整により解決を図るとされています。あっせん・調停が必要となった場合、これら手法の使い分けに関する考え方を教えてください。	紛争が生じた場合、契約書案53条1項に基づき、大阪府建設工事紛争審査会のあっせん又は調停により紛争の解決を図ります。当該あっせん又は調停で和解が成立しない場合には、民事訴訟や仲裁などの他の方法により紛争の解決を図りますが、訴訟を提起する場合は、契約書案1条11項に基づき、大阪地方裁判所に訴えを提起することになります。	
17	設計・工事請負契約書（案）	28	別紙1					P1・2 算出は、要求水準書案 3.3.3 の積算内訳書に基づいて行うものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書案 3.3.3 の積算内訳書に基づくものとなりますが、提案時の見積額を上回ることはありません。	
18	設計・工事請負契約書（案）	28	別紙1					スライド額算定の詳細は、国土交通省による運用マニュアルに準拠するものと考えてよろしいでしょうか。本事業において適用する定めについて、ご教示願います。	※令和6年2月下旬に回答します。	